
日付：2004 年 11 月 19 日

提出元：スペクトル管理 SWG リーダ 吉井
 サブリーダー 林、羽賀、松本

題名：スペクトル適合性を確認したシステムの識別名

課題表対応：C.1.6、C.1.7

1. はじめに

JJ-100.01 第 2 版の D 章、及びその後に発行されたスペクトル適合性確認結果報告書の A 章に掲載された伝送システムには、提案元の要望に基いたシステム名を使用してきた。しかしながら、スペクトル適合性確認済みのシステムが増加する中で、システム名に特定企業の商標が含まれる場合が増加していることから、これまでの提案元の要望に基いたシステム名の使用を見直すべきであるという議論が起こっている。本寄書は、JJ-100.01 第 3 版及びその後に発行されるスペクトル適合性確認結果報告書で使用するシステム名に関して、議長団として提案するものである。

2. JJ-100.01 第 3 版で使用するシステム名

課題表 C.1.6 において、JJ-100.01 の「スペクトル適合性確認システム一覧」への掲載は、ITU や TTC で標準化されているシステムに限定することが合意されている。従って、標準の番号や Annex、モード等に対してスペクトル適合性確認結果を掲載すれば良く、識別のためのシステム番号は不要である。

3. スペクトル適合性確認結果報告書で使用するシステム名

システム番号には機械的な符号(DSL-SM-n)を使用し、提案元企業、適合性確認依頼日、適合性確認完了日を記載する。商標登録されているシステムは、注記に商標登録名を記載しなければならない。

なお、適合性確認が行われた PSD に工業所有権等が関係する場合は、TTC の IPR ポリシーに従うものとする。

4. まとめ

- (1) JJ-100.01 第 3 版においては、掲載されるシステムは全て ITU や TTC で標準化されたものであるため、識別のためのシステム番号は使用しない。
- (2) スペクトル適合性確認結果報告書においては、識別名として通し番号でシステム番号を付与し、提案元企業、適合性確認依頼日、適合性確認完了日を記載する。

関連する課題表

項目番号	状況	検討項目	文献など引用
C.1.6	合意 04.08.19	JJ-100.01 の「スペクトル適合性確認システム一覧」への掲載は、ITU や TTC で標準化されているシステムに限定し、非標準のシステムはスペクトル適合性確認結果報告書に記載し、TTC のホームページで公開する。	SMS-09-04 SMS-15-05 会合 # 15
C.1.7	オープン 合意 04.11.19	適合性を確認したシステムの識別には、「機械的な符号」を使用するか？	SMS-15-05

以上